イ　当該前課税事業年度の期間が法人税法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合又は同法第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度に該当する場合　当該最終の連結事業年度である当該前課税事業年度のその法人に係る連結地方法人税個別帰属支払額（各課税事業年度又は当該各課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の地方法人税の負担額としてその連結法人に帰せられる金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。以下この条において同じ。）で当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該課税事業年度開始の日の前日の属する課税事業年度の地方法人税額に係るものを当該法人の当該前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

ロ　当該課税事業年度が最初連結親法人事業年度（その申告書を提出すべき連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）である場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　連結法人（当該連結親法人及び最初連結親法人事業年度開始の時から当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで継続して当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る。ロにおいて同じ。）の連結開始前課税事業年度（当該最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する課税事業年度をいう。ロにおいて同じ。）の地方法人税額（第六条第三号に定める基準法人税額に対するものを除く。以下この条において「単体地方法人税額」という。）で当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該連結法人の連結開始前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額

(2)　連結法人の連結開始前課税事業年度の連結地方法人税個別帰属支払額で当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した連結開始前課税事業年度の地方法人税額に係るものを当該連結法人の連結開始前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　前項の場合において、同項の法人（連結親法人に限る。）の同項の課税事業年度（最初連結親法人事業年度を除く。）開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に法人税法第四条の五第一項の規定により連結子法人（当該課税事業年度開始の時において当該法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。）につき同法第四条の二の承認が取り消されたとき若しくは同法第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人につき同項第四号に掲げる事実（合併による解散を除く。）が生じたとき若しくは当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併により解散をしたときは、その法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、前項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、確定地方法人税額から第一号に掲げる金額を減算し、又は確定地方法人税額に第二号に掲げる金額を加算した金額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額とする。

一　当該連結子法人の当該課税事業年度の前課税事業年度終了の日の属する課税事業年度の連結地方法人税個別帰属支払額で確定地方法人税額に係るもの

二　当該連結子法人（当該課税事業年度開始の日の前日から当該開始の日以後六月を経過した日の前日までの期間内に法人税法第四条の五第二項第四号に掲げる事実（残余財産の確定に限る。）が生じたもの及び当該開始の日から当該経過した日までの期間内に連結内合併（連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする合併並びに連結子法人及び当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とする合併で連結法人を設立するものをいう。以下この条において同じ。）により解散したものを除く。）の当該課税事業年度の前課税事業年度終了の日の属する課税事業年度の連結地方法人税個別帰属受取額（各課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の地方法人税の減少額としてその連結子法人に帰せられる金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。）で確定地方法人税額に係るもの

3　第一項の場合において、法人税法第四条の二に規定する他の内国法人が次の各号に掲げる期間内に同項の法人（連結親法人に限る。）による連結完全支配関係を有することとなり、かつ、その有することとなった日から当該法人の同項の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結完全支配関係が継続していたときは、当該法人が提出すべき当該課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号、前項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　当該課税事業年度の前課税事業年度　連結加入法人（当該他の内国法人で当該法人による連結完全支配関係を有することとなったものをいう。以下この項において同じ。）の連結加入法人確定地方法人税額等（次に掲げる金額のうち最も新しい課税事業年度に係るものをいう。次号において同じ。）をその計算の基礎となった当該連結加入法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日からその連結加入日（当該連結完全支配関係を有することとなった日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ　連結加入法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した連結加入法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の単体地方法人税額で当該法人の当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ　連結加入日前に開始し、当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した連結加入法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該連結加入法人の連結地方法人税個別帰属支払額で当該法人の当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各課税事業年度の地方法人税額に係るもの

二　当該課税事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間　連結加入法人の連結加入法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となった当該連結加入法人の課税事業年度の月数で除し、これにその連結加入日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

4　第一項の場合において、同項の法人が適格合併（連結内合併及び法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る合併法人で次の各号に掲げる期間内にその適格合併をしたものであるときは、その法人が提出すべき第一項の課税事業年度の地方法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号、前二項及び次項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　当該課税事業年度の前課税事業年度　当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等（次に掲げる金額のうち最も新しい課税事業年度に係るものをいう。次号、次項及び第六項第一号において同じ。）をその計算の基礎となった当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ　当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の単体地方法人税額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ　当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人の連結地方法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各課税事業年度の地方法人税額に係るもの

二　当該課税事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間　当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定地方法人税額等をその計算の基礎となった当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該適格合併の日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額